

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市があぶくまクリーンセンター焼却工場の再整備及び運営事業を、DBO方式(公設民営方式)により行うにあたり、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とし、その結果を提出するものとする。

- (1) 事業者の選定方法に関すること。
- (2) 事業者選定に係る評価基準に関すること。
- (3) 事業者選定に係る審査及び評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほかに事業者選定に必要なこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 選定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 専門分野の有識者
- (2) 市職員

3 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事務が終了するまでの間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理し、選定委員会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して選定委員会への出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 会議及び会議の結果要旨は、原則として公開とする。ただし、公開することが不適切な場合は非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知りえた情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、環境部環境施設整備室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者選定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属	役職	専門分野
樋口良之	福島大学 教育研究院 (理工学群共生システム 理工学類担当)	教授	廃棄物及び資源の 運搬管理
佐藤理夫	福島大学 教育研究院 (理工学群共生システム 理工学類担当)	教授	新エネルギー技術・ リサイクル技術
佐藤玲子	福島県建築士会福島支部	理事	建築
荒井喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議	技術指導部長	廃棄物処理施設
藤吉秀昭	一般財団法人日本 環境衛生センター	副理事長	廃棄物処理施設
林和良	福島市	建設部長	建設
遠藤徳良	福島市	都市政策部長	都市計画
佐藤光憲	福島市	環境部長	環境